令和4年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望 (商工労働関連)

令和3年7月

大 阪 府

令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (商工労働関連)

日頃から、大阪府商工労働行政の推進につきまして、格別のご高 配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4度目となる緊急事態宣言が発出され、日本経済にかつてない深刻な影響が出ている中、大阪の中小企業をとりまく経営環境も厳しい状況にあります。

その一方で、「新しい生活様式」の定着や「DXの加速」など社会システムの変革をもたらす新たな潮流も生じています。ポストコロナを見据え、大阪の経済を支える中小企業の持続的な発展を支援するため、DXの推進や事業承継支援、スタートアップ・エコシステムの構築などに取組んでまいります。

また、2025年に開催予定の大阪・関西万博も視野に入れ、次代の大阪の成長を牽引する新エネルギー産業の振興、中之島や彩都、健都においてライフサイエンス分野に関連する研究機関や企業等が集積した拠点形成を推進するなど、今後の大阪経済の成長の礎となる成長産業を育成してまいります。

さらに、コロナ禍による大きな影響を受けた雇用の回復に軸足を 置きつつ、若者・女性や障がい者、高齢者など多様な人材が活躍で きるよう、働き方改革などの就業支援を行うとともに、産業振興と 一体となった人材育成に取組んでまいります。

これらの施策の推進にあたっては、国・広域自治体・基礎自治体 の役割分担を徹底し、地域の実情にあった事業を適切かつ効果的に 展開できるよう、地方分権改革を一層進めることが不可欠です。

令和4年度の国家予算編成に当たりましては、本府の商工労働分野における課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

大阪府知事 吉村 洋文

Ι	=	1ロナ禍の影響を受けた中小企業等の支援について	
	1.	幅広い業種を対象とした事業者支援	1
	2.	中小企業の事業継続支援	- 1
	3.	雇用の維持・創出	1
	4.	コロナ禍における中小企業等のグローバル化支援施策の拡充・	
		強化	' 2
	5.	商業活性化施策の充実・強化	. 2
п	4	¬小企業等の活力が発揮できる環境づくり	
	1.	ビジネスモデル転換への支援	2
	2.	経営者の個人保証を不要とする信用保証制度の創設	3
	3.	下請事業者の経営安定化等の対策強化	3
	4.	大規模小売店舗による地域貢献	3
Ш	ナ	、阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進	
	1.	スタートアップ・エコシステム拠点の形成	3
	2.	健康・医療関連産業の世界的クラスター形成	4
	3.	新エネルギー産業の成長促進	5
	4.	競争力強化に向けた産業基盤の整備	5

1. 障がい者雇用の促進	6
2. 労働環境の向上	7
3. あいりん地域対策の強化	8
4. ホームレスの方の就労機会の確保・提供	9
V 国と地方の適正な役割分担について	
1. ハローワークの地方公共団体への移管	9
2. 運輸事業振興対策の推進	1 0

I コロナ禍の影響を受けた中小企業等の支援について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業や営業時間短縮要請、外出自粛等の長期化により日本経済への深刻な影響が出ており、大阪府の中小企業をとりまく経営環境も厳しい状況にある。また、地域商業や地域コミュニティの担い手である商店街等にも甚大な被害を与えている。感染拡大が引き続き予断を許さない状況にある中、経済・雇用の維持・回復に軸足を置きながら、ポストコロナを見据えた中小企業等の経営環境の改善・整備を図っていく必要があることから、以下について要望する。

1. 幅広い業種を対象とした事業者支援

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設への休業又は営業時間短縮 要請に応じた飲食業を中心とした事業者支援は実施されているものの、新型コロ ナウイルス感染症の影響の長期化により幅広い業種の事業者の経営状況が悪化し ている。そうした状況を踏まえ、幅広い業種の事業者に対応した支援制度を創設 し、国において実施すること。

2. 中小企業の事業継続支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経営に大きな影響を受けている 中小企業等に対し、事業継続のための給付金や無利子・無担保融資などの実施に より、昨年の府内企業の倒産件数は一昨年を下回った。

しかし、コロナ禍の終息が見通せない中、府内中小企業の更なる業績悪化などが懸念される。

厳しい経営状況にある中小企業の事業継続に向けて、新型コロナウイルス感染症に関連するセーフティネット保証(4号・5号)や危機関連保証の期間延長など、事業活動の下支えへの支援を継続するとともに、経済の早期回復に向けた需要喚起策を講じること。

3. 雇用の維持・創出

新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞に伴い、雇止め や解雇等により離職者が増加するなど、雇用情勢の悪化が進みつつある。 これらに対応するため、以下の措置を講じること。

- ① 厳しい雇用情勢の継続が懸念されることから、コロナ禍での影響が大きい女性、若者、高年齢者や非正規労働者などの就職支援を地方公共団体と緊密に連携し、実施すること。
- ② 雇用調整助成金の特例措置の延長や適用要件の緩和など、休業者等の離

職を防ぎ、雇用を維持する対策の充実・強化を図ること。

③ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等のような雇用情勢に 的確に対応した就職支援のための財源措置を継続・充実すること。

4. コロナ禍における中小企業等のグローバル化支援施策の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延や国際情勢を踏まえると、生産拠点や調達先を特定の国・地域に集中させることによる供給リスクはますます高まっている。こうしたリスクを回避するために、海外生産拠点を新設・増設する場合の財政支援など、サプライチェーンの多元化・再構築を図る中小企業等に対して継続的な支援を行うこと。

5. 商業活性化施策の充実・強化

人口減少・高齢化社会が進む中、商店街は地域商業や地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たしているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、府内商店街等に対し甚大な被害を与えている。

地域を再活性化する需要喚起対策を継続・拡充して行うとともに、意欲的な 取組みを進める商店街等に対する支援策の充実・強化を図ること。

Ⅱ 中小企業等の活力が発揮できる環境づくり

大阪の経済を支える中小企業の持続的な発展のためには、デジタル化やデータ活用の急速な進展などにより、デジタル社会への対応が急務であり、かつ、資金供給の円滑化や経営の安定化も不可欠である。また、全国に立地する大規模小売店舗が地域のまちづくりや地域貢献等に協力することを求めるために、以下について要望する。

1. ビジネスモデル転換への支援

デジタル技術を活用した柔軟な働き方であるテレワークや感染リスクの低い非対面型ビジネスなど中小企業等のビジネスモデルの転換を図るため、IT機器導入の支援を拡充するとともに、ポストコロナを見据え、デジタルトランスフォーメーション (DX) に向けた中小企業の挑戦に対し、資金・人材面などにおいて強力に支援していくこと。

また、デジタル化に関心のある中小企業などに対し、都道府県が主体的に柔軟な支援を行えるような新たな支援制度を創設すること。

2. 経営者の個人保証を不要とする信用保証制度の創設

中小企業の新たな取組みへの挑戦を支援する観点から、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、一定の要件を満たした中小企業が、通常の保証料に上乗せすることなどにより、経営者の個人保証なしで信用保証制度の利用を可能とする特例制度を創設すること。

3. 下請事業者の経営安定化等の対策強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、親事業者からの代金値引きなど下請事業者への影響も懸念されており、国からの委託により公益財団法人大阪産業局に設置している「下請かけこみ寺」への相談件数も、高い件数で推移している。

こうした中で、親事業者からの、適正なコスト負担を伴わない納期短縮等のいわゆる"しわ寄せ"を防止するとともに、できる限り従来の取引関係を維持し、優先的に発注を行うよう、下請取引の適正化に向けた一層の啓発強化と、相談体制の充実・強化を図ること。

4. 大規模小売店舗による地域貢献

大阪府では、「大阪府商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例」を制定し、商業者に対して、商店会、商工会及び商工会議所が取り組む地域のまちづくりの活動への積極的な協力や、これら商店会等への加入等による相互協力を求めている。

全国に立地する大規模小売店舗が、商店会等への加入をはじめ、地域のまちづくり、地域貢献等への協力に努めることについて、大規模小売店舗立地法に明文化すること。

Ⅲ 大阪・関西のポテンシャルを活かした成長促進

京阪神連携によるスタートアップ・エコシステムの拠点形成や彩都に続き、健都、未来医療国際拠点における健康・医療分野での拠点形成の推進、蓄電池、水素・燃料電池分野など新エネルギー産業の集積など、大阪がもつ強みや 2025 年大阪・関西万博のインパクトを活かしながら、社会実装に向けた取組みを加速化させ、新たな産業の創出や成長産業を育成するために、以下について要望する。

1. スタートアップ・エコシステム拠点の形成

大阪府では国の「スタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に基づく「グローバル拠点都市」として取組みを進めているところである。

拠点形成の推進にあたり、起業家育成、投資家誘致等によるアクセラレーション、海外スタートアップやベンチャーキャピタル誘致に向けた情報発信、スタートアップの創出・成長・呼び込みに資する税制上の優遇措置や規制緩和、実証実験のサポート、経営ノウハウ・人材面の支援を一層強化・拡充すること。

2. 健康・医療関連産業の世界的クラスター形成

<未来医療国際拠点の形成>

公益財団法人京都大学 i PS 細胞研究財団の進出が決定するなど、再生医療をはじめ未来医療の産業化を推進する「未来医療国際拠点」の形成に向けた取組みを進めているところ。

再生医療の産業化を推進するために不可欠な「細胞・組織の安定供給システム」 などの取組みに対し、財政的支援を行うこと。

また、未来医療に対する市民・社会の理解増進に向けて、双方向のコミュニケーションを推進するための機能整備に対する財政的支援を行うこと。

< 関西圏におけるグローバルバイオコミュニティの形成>

人材、投資を呼び込むハブとなる「グローバルバイオコミュニティ」について、 既に潜在力のある都市圏として候補に挙げられ、地元において申請に向けた調整が 進められている。このことを踏まえ、関西圏を確実に認定すること。

また、認定後は、都市圏が実施するコミュニティ形成に向けた取組みに対し、持続的な支援を行うとともに、推進母体であるネットワーク機関の事務局に対する 財政支援を行うこと。

< 医薬品・医療機器産業に対する支援の強化について>

大学・研究機関のシーズに基づく新たな医薬品等の開発は、事業化までの期間が 長く、多額の資金が必要であり、事業化に取組む創薬ベンチャー企業にとって開 発資金の調達は大きな課題となっている。また、中小・ベンチャー企業が医療機器 分野へ参入する際にも、資金調達は大きな課題である。

こうした課題に対応するため、政府系ファンドの投資額を拡大し、医薬品・医療機器関連中小・ベンチャー企業の研究開発ステージやその規模に応じた支援を強化すること。

< PMDA関西支部の機能強化>

革新的な医薬品の実用化等を促進するため、企業や大学が PMDA 関西支部を利用す

る機会の増大を図ることが重要であり、コロナの影響を受けて利用件数が激減している同支部のテレビ会議システムの利用料制度見直しなど、所要の措置を講じること。

また、大阪・関西におけるライフサイエンス分野に係る研究成果を最大限活用するため、同支部のさらなる機能強化を図ること。

3. 新エネルギー産業の成長促進

<新エネルギー産業の振興>

2025 年大阪・関西万博を絶好の機会と捉え、大阪において新エネルギー産業の振興を一層促進するために、カーボンニュートラルの実現に向けた動きをさらに加速させ、以下の措置を図ること。

① 電動モビリティの社会実装に向けた支援

万博開催を見据え、燃料電池船、電気推進船などの電動モビリティの実用化に向けた開発・実証支援をさらに強化すること。また、脱炭素化を牽引するモビリティである燃料電池バスの導入を促進するための導入補助率の拡大を図ること。

- ② 電動モビリティを普及するためのインフラ整備の支援
 - ・ 燃料電池バスの導入促進に必要不可欠な大容量充填能力を有する水素ステーションの導入補助率の拡大を図ること。
 - ・ 電動モビリティにおいて、自動車だけでなく船舶等の充電インフラに関する 補助制度を創設すること。

加えて、ワイヤレス給電システム普及のため、電波法による高周波利用設備の 設置にかかる型式指定の対象を拡大すること。

4. 競争力強化に向けた産業基盤の整備

<堺・泉北臨海工業地域の競争力強化>

堺・泉北臨海工業地域は、石油、化学、素材、エネルギーなど石油安定供給に依存する多様な産業が集積し、年間製造品出荷額は約3兆円にのぼるなど、地域だけでなくわが国経済において極めて重要な役割を果たしている。今後とも、堺・泉北臨海工業地域が経済活性化の一翼を担うためにも、施設の老朽化などに対する石油コンビナートの生産性向上や強じん化の一層効果的な推進に向け、次の施策を充実されたい。

- ① 国際競争力強化に向けた石油コンビナートの生産性の向上や強じん化に資する設備投資に対する支援制度を充実するとともに、以下の制度改善を行うこと。
 - ・支援の対象をコンビナートを構成する石油化学や鉄鋼等にも拡大すること。
 - ・強じん化に資する支援資金の使途を拡大すること。
 - ・複数年度にわたる計画や事業所ごとの申請等柔軟に認めること。
- ② 民有護岸等のインフラ施設の内、公共性が高く震災を受けると他施設への影響が大きい施設の耐震補強などの災害対策について、全てを企業負担とすることなく、財政支援を行うこと。
- ③ 産業基盤を支えるライフラインである工業用水道事業の施設更新や耐震化等に対する補助制度について、震災時における施設の維持保全に併せて耐震化を行うものについては補助対象にするなどの支援対象の拡充及び安定的かつ継続的な財源措置を講じること。

Ⅳ 多様な人材が活躍できる環境づくり

大阪の持続的な成長を支える若者、女性、障がい者、高齢者など多様な人材が活躍するためには、就職支援や労働環境の改善等を図る必要があることから、以下について要望する。

1. 障がい者雇用の促進

中小企業における障がい者の雇用の促進及び職場定着を支援するため、以下の施策を実施すること。

<現状の把握・分析等>

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による中小企業への影響も踏まえながら、 特に常用労働者 100 人以下の中小企業が障がい者の雇用義務を果たすための課題と 課題解決のための支援ニーズの把握に努めること。
- ② 障がい者雇用促進法に基づく障がい者の雇用状況は、事業主毎に報告を受けているため、障がい者が実際に働いている事業所が所在する都道府県単位で把握できない。地域の実情に応じた雇用施策を講ずることができるよう調査方法を改め、その結果を公表すること。

<法定雇用率達成に向けた誘導・支援策の強化>

① 大阪府内には障がい者の雇用義務のある企業数が多いため、大阪労働局管内ハローワークについては、法定雇用率の達成指導及び援助を行う職員を増員するなど、

その体制強化に努めること。

② 中小企業の障がい者雇用を促進するため、令和2年度末に廃止された特定求職者 雇用開発助成金、障害者雇用安定助成金については、これらに代わる新たな助成金 を中小企業のニーズ・課題を踏まえ、創設すること。また、既存の特定求職者雇用 開発助成金については支給期間の拡大や支給要件の緩和に努めること。

くさらなる障がい者雇用の拡大にむけた制度の改善・拡充>

- ① 中小企業における障がい者雇用を促進するため、障害者雇用納付金制度における 調整金及び報奨金の額を引上げるとともに、報奨金を受けるための要件となる雇用 障がい者数の引下げを図ること。
- ② 雇用率制度の対象障がい者の範囲について、諸外国における仕組みを早急に検討 の上、身体障害者手帳等を有していない難病患者や内部障がい者、高次脳機能障が い者及び発達障がい者(以下「難病患者等」)についても対象に追加するとともに、 難病患者等を障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度の対象に追加すること。
- ③ 障害者介助等助成金における手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金について、 対象障がい者を雇用している事業主の意見を踏まえ、支給期間の延長や支給額の増 額を行うこと。

く先進的な取組の導入>

- ① 大阪府が全国に先駆けて実施してきた「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」については、労働法規に詳しい手話通訳者2名を専門相談員として配置し、聴覚障がい者等への相談支援などを実施することで職場定着に成果をあげている。今後、聴覚障がい者等の職場定着を一層支援するため、国の雇用支援制度の一つとして創設すること。
- ② 大阪府では、入札参加事業主における障がい者の実雇用率の状況を評価する総合評価一般競争入札制度等を導入し、障がい者雇用の拡大に効果を上げている。国の契約においても障がい者雇用に取り組む事業主が評価される制度を導入すること。

2. 労働環境の向上

<企業における性的マイノリティの理解増進>

企業における性的マイノリティの方に対する理解増進を進め、受け入れ促進を 図ること。

<男性育児休業の取得促進>

職業生活と家庭生活との両立が求められるなか、いわゆる 「育児・介護休業法」 が改正されたが、企業における男性育児休業の取得を促進する支援を充実すること。

く女性の活躍する労働環境の整備>

女性の社会進出が一層進むなか、いわゆる「女性活躍推進法」が改正されたが、 女性の個性と能力が十分に発揮される労働環境の整備を促進する支援を拡充する こと。

<最低賃金の引上げ>

国が定める最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう、地域の実情に応じた最低賃金の引上げに努めること。

3. あいりん地域対策の強化

< 「あいりん労働福祉センター」の管理>

「あいりん労働福祉センター」の耐震対策について、府は、解体工事を円滑に進めるため、「明渡請求訴訟」を提起した。今後、国として閉鎖した旧「あいりん労働福祉センター」について、解体工事が完了するまでの間、大阪府と連携しながら管理を行うこと。

<「新労働施設」の整備>

「新労働施設」の整備に当たっては、いわゆる「青空労働市場」の解消等を目的とする「あいりん労働福祉センター」において、国によって設置された寄り場、駐車場など、あいりん地域固有の労働施設に係る機能を維持するため、国はこれまでの歴史・経緯を踏まえた相応のイニシャルコスト及びランニングコストを負担すること。

また、労働施設検討会議では、高齢者、女性、若者、外国人など多様な就 労相談者に対応するため、ワンストップ相談窓口の設置が求められている。 さらにあいりん地域においては、これまでの不安定就労者に加え、コロナ禍 の影響に伴い、生活保護受給者をはじめ自立支援等を必要とする就労困難者 等の流入も増加しており、国は、これらの不安定就労者や就労困難者等に関 する職業相談、職業紹介及びカウンセリング等を実施するため、新労働施設 において、ハローワークコーナーの設置に向けた地方公共団体との「一体的 実施事業」を行うこと。

くあいりん地域における雇用対策の充実>

建設事業主等に対する社会保険制度の適正加入を促進させ、「日雇労働求職者給付金」の支給要件については、雇用保険印紙が25枚以下であっても枚数に応じて支給するなど柔軟な対応を図るとともに、日雇労働者の技能向上による安定就労に向けた取り組みを充実するなど、同地域における職業紹介事業等を効果的に実施すること。

4. ホームレスの方の就労機会の確保・提供

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が再延長されたが、大阪府では 多くのホームレスの方が存在しており、引き続きホームレスの方の自立を支援するた め、国の事業である「ホームレス就業支援事業」の委託費を増額すること。

また、ホームレスの方の就労機会を確保するためには、まず、住居の確保が必要であることから、「生活困窮者自立支援法」の住居確保給付金事業の対象外となっている敷金、礼金を対象とするとともに、家賃債務保証や緊急連絡先の確保など、ホームレスの方が活用しやすい制度とすること。さらに、就労訓練事業においては、ホームレスの方を受け入れる協力事業所への支援により、就労訓練者の賃金確保につながるよう制度を充実すること。

V 国と地方の適正な役割分担について

支援やサービスの重複とならないよう、国と地方公共団体の各種施策における役割と機能分担の明確化を図り、地域の実情に応じた効果的な施策展開を実施するため、地方分権改革の推進に向け、以下について要望する。

1. ハローワークの地方公共団体への移管

第6次地方分権一括法に基づく「新たな雇用対策の仕組み」を検証しながら、産業・福祉・教育等の取組と一体化させた雇用施策を、地域の実情に応じて効果的に 実施できるよう、必要な人員・財源を合わせたハローワークの全面移管を行うこと。

2. 運輸事業振興対策の推進

地方トラック協会及び全日本トラック協会が貨物自動車運送事業法に規定する 地方適正化事業及び全国適正化事業並びに地方トラック協会からの出捐金により 全日本トラック協会が実施する各種事業の費用については、「運輸事業の振興の助 成に関する法律」に基づく政令により、都道府県が地方トラック協会に交付する運 輸事業振興助成交付金を充てることができる旨、規定されているところである。

しかし、これらの事業については、法令に基づき国土交通省が実施させている事業又は全日本トラック協会が地方トラック協会の中央団体として全国統一的に実施しなければならない事業であることから、国費で措置すること。

あるいは、公金の適正執行の観点から、出捐金の使途に都道府県が関与できるようにするなど、その仕組みを見直すこと。